

○真岡市企業立地促進水道料金補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第80号

(趣旨)

第1条 真岡市企業立地促進水道料金補助金(以下「補助金」という。)の交付については、真岡市補助金等交付規則(昭和43年規則第2号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 真岡第5工業団地、大和田産業団地及び真岡てらうち産業団地(以下「対象地域」という。)への企業の立地を促進するため、対象地域に立地する事業所において真岡市水道事業による給水を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な施設
- (2) 水道料金 真岡市水道事業給水条例(昭和37年条例第23号)第21条に規定する料金(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 対象地域内に取得する用地の面積が1,000m<sup>2</sup>以上であること。
- (2) 当該用地の取得から5年以内に、当該用地における事業所において操業を開始(第6条において「操業開始」という。)すること。
- (3) 水道料金及び市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業所を設置する者以外の者が、当該事業所が設置される用地を取得した場合においては、当該事業所を設置する者と当該用地を取得した者とを合わせて前項の要件を満たすときは、当該事業所を設置する者を補助対象者とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、水道の使用を開始した日が属する年度の翌年度から3年分の水道料金(既に国、県、市等の補助の対象となった料金があるときは、これを除く。)のうち、年度分ごとの水道料金にそれぞれ100分の30を乗じて得た額(100万円を上限とする。)を合計した額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り

捨てた額とする。

(事前報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として、操業開始する日の属する年度の前年度の9月末日までに事業計画の概要報告書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事前報告を提出した翌年度の3月末日までに、真岡市企業立地促進水道料金補助金交付申請書(別記様式第2号)に水道料金一覧表(別記様式第3号)を添付し、市長に申請しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

真岡市長 様

所在地

申請人

名称及び

代表者氏名

㊟

事業計画の概要報告書

事業計画の概要について、次のとおり報告いたします。

土地取得面積		m <sup>2</sup>
土地取得日	年 月 日	
操業開始（予定）日	年 月 日	
月間水道使用予定量		m <sup>3</sup>

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

真岡市長 様

所在地

申請人

名称及び

代表者氏名

㊟

真岡市企業立地促進水道料金補助金交付申請書

真岡市企業立地促進水道料金補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助要件審査のため市税等の納付状況について、調査することに同意いたします。

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付資料

(1) 水道料金一覧表

(2) その他

\*\*\*\*\* 市役所記入欄 \*\*\*\*\*

市税の納付状況	滞納なし ・ 滞納あり
	年 月 日 担当
水道料金の納付状況	滞納なし ・ 滞納あり
	年 月 日 担当

別記様式第3号（第7条関係）

水道料金一覧表

事業所名 \_\_\_\_\_

※ 年4月から 年3月までの料金

月	使用量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (円)
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		
合計		

補助金の計算

1 年間水道料金 \_\_\_\_\_ 円 …①

2 補助金額 (①×30/100=) \_\_\_\_\_ 円

(1,000円未満を切り捨て、100万円を限度)

別記様式第1号 (第6条関係)

別記様式第2号 (第7条関係)

別記様式第3号 (第7条関係)